

編集・印刷  
独立行政法人国立印刷局

## 目次

## 〔省令〕

- 手形法第八十三条及び小切手法第六十九条の規定による手形交換所を指定する省令
- 消費生活協同組合法施行規則及び医療法施行規則の一部を改正する省令
- 厚生労働省令(五二)

## 〔告示〕

- 円借款の支出期間の延長に関する日本国政府とモンゴル国政府との間の口上書の交換に関する件
- (外務三七〇)
- 組換えDNA技術応用食品及び添加物の安全性審査の手続を経た物の公表を行う件
- (厚生労働三二〇)
- 保安林の指定施設要件を変更する件
- (農林水産一六七七、一六九七)
- 中小企業信用保険法第一条第五項第四号の災害及び地域を改正する件
- (経済産業一七九)
- 船舶安全法の規定に基づき、事業場の認定をした件
- (国土交通一〇七五、一〇七六)
- 道路に関する件
- (関東地方整備局二九三、二九四)

内閣府

## 〔皇室事項〕

内閣府

## 〔国会事項〕

## 〔人事異動〕

- 法務省令第三十九号  
手形法(昭和七年法律第二十号)第八十三条及び小切手法(昭和八年法律第五十七号)第六十九条の規定に基づき、昭和八年司法省令第三十八号の全部を改正する省令を次のように定める。  
令和四年十月二十七日  
手形法(昭和七年法律第二十号)第八十三条及び小切手法(昭和八年法律第五十七号)第六十九条の規定により指定する手形交換所は、電子交換所(一般社団法人全国銀行協会が設置するもの)とする。
- 厚生労働省令第五十二号  
外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法の一部を改正する法律(令和二年法律第三十三号)の施行に伴い、並びに消費生活協同組合法(昭和二十三年法律第二百号)第十三条及び医療法(昭和二十三年法律第二百五号)第五十四条の七の規定に基づき、消費生活協同組合法施行規則及び医療法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。  
令和四年十月二十七日  
消費生活協同組合法施行規則及び医療法施行規則の一部を改正する省令
- (消費生活協同組合法施行規則の一部改正)  
第一条 消費生活協同組合法施行規則(昭和二十三年大蔵省令、法務省令、厚生省令、農林省令第一号)の一部を次の表のように改正する。

## 附則

この省令は、令和四年十一月四日から施行する。

法務大臣 葉梨 康弘

厚生労働大臣 加藤 勝信

農林省令第一号

大蔵省令第一号

法務省令第一号

厚生省令第一号

農林省令第一号

由がないのに、債務者等に対し、電話をかけ、電報を送達し、若しくはファクシミリ装置を用いて送信し、又は訪問する方法により、当該債務を弁済する」ことを要求し、これに対し債務者等から直接要求しないよう求められたにもかかわらず、更にこれらの方で当該債務を弁済する」ことを要求する」とス (略) 四十八～五十七 (略) 2～13 (略)

○厚生労働省告示第三百七十号 次に掲げる組換えDNA技術による生物の利用して製造された物については、食品、添加物等の規格基準（昭和三十四年厚生省告示第三百七十号）第2のDに規定する安全性審査の手続を経たので、組換えDNA技術応用食品及び添加物の安全性審査の手続（平成十二年厚生省告示第二百三十三号）第三条第四項の規定に基づき公表する。

令和四年十月二十七日

## 告 示

附 則		改 正 後		改 正 前	
(社会医療法人債管理補助者の資格)		(社会医療法人債管理補助者の資格)		(傍線部分は改正部分)	
第一条 医療法施行規則（昭和二十三年厚生省令第五十号）の一部を次の表のように改正する。	第三十三条の十七の一 法第五十四条の七に おいて読み替えて準用する会社法第七百十 四条の三に規定する厚生労働省令で定める 者は、次に掲げる者とする。	第一 幂護士 二 弁護士法人 三 弁護士・外国法事務弁護士共同法人	第三十三条の十七の一 法第五十四条の七に おいて読み替えて準用する会社法第七百十 四条の三に規定する厚生労働省令で定める 者は、次に掲げる者とする。	第一 幂護士 二 弁護士法人 （新設）	第三十三条の十七の一 法第五十四条の七に おいて読み替えて準用する会社法第七百十 四条の三に規定する厚生労働省令で定める 者は、次に掲げる者とする。

第 一 条 医療法施行規則（昭和二十三年厚生省令第五十号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

由がないのに、債務者等に対し、電話をかけ、電報を送達し、若しくはファクシミリ装置を用いて送信し、又は訪問する方法により、当該債務を弁済する」ことを要求し、これに対し債務者等から直接要求しないよう求められたにもかかわらず、更にこれらの方で当該債務を弁済することを要求する」とス (略) 四十八～五十七 (略) 2～13 (略)

をかけ、電報を送達し、若しくはファクシミリ装置を用いて送信し、又は訪問する方法により、当該債務を弁済する」ことを要求し、これに対し債務者等から直接要求しないよう求められたにもかかわらず、更にこれらの方で当該債務を弁済することを要求すること

品種又は品目	名 称	申 請 者
○農林水産省告示第千六百七十七号 森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第 三十三条の二の規定により、次のように保安林の 指定施業要件を変更する。 令和四年十月二十七日	Bacillus subtilis NT105 (DHYT2a(opt) 株を利用 シクロデキストリン・グルカノーティン・トランスフェラーゼ	日本食品化工株式会社

厚生労働大臣 加藤 勝信  
外務大臣 林 芳正

○外務省告示第三百七十号  
令和四年十月三日以降にわらンバートルで、円借款の供与に関する日本国政府とモンゴル国政府との間の平成二十六年三月十一日付けの交換公文に従つてモンゴル国政府に供与されることになった工学系高等教育支援計画の実施に係る円貨による借款の支出期間がモンゴル国政府と独立行政法人国際協力機構との間の合意により令和九年六月二十七日まで延長される旨の口上書の交換が、モンゴル国政府との間に行われた。

令和四年十月二十七日

○厚生労働省告示第三百七十号  
次に掲げる組換えDNA技術によって得られた生物を利用して製造された物については、食品、添加物等の規格基準（昭和三十四年厚生省告示第三百七十号）第2のDに規定する安全性審査の手続を経たので、組換えDNA技術応用食品及び添加物の安全性審査の手続（平成十二年厚生省告示第二百三十三号）第三条第四項の規定に基づき公表する。

三十三号

三十三号